

※電子契約による場合は、電子調達システムにより作成し、本契約書（案）は契約内訳書となる。

造林事業請負契約書（案）

- 1事業名造林事業請負（前田地区、地拵・植付、下刈外）
- 2事業場所秋田県北秋田市森吉字桐内沢外30国有林1003林班む小班外
- 3事業量地拵 5.04ha・植付 5.04ha・下刈 11.84ha・除伐 2.81ha
- 4事業期間契約締結日の翌日から
令和7年12月9日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙1事業内訳書のとおり
- 5請負金額金 円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税（以下「消費税」という。）額 金 円也)
(注) () の部分は、請負者課税業者である場合に使用する。
- 6選択条項別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除 の 区 分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

- 7支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日
な し				

8 特約事項

別紙2のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月28日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所	秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中376-13	
	氏名	分任支出負担行為担当官	
		米代東部森林管理署上小阿仁支署長	佐々木 弘義 印

請負者	住所
	氏名

印

事業内訳書

造林事業請負（前田地区、地拵・植付、下刈外）

記入 番号	作業種 及び 作業手段	林小班	数量	単位	事業期間	担当区	備考
1	地拵・機械	1003む	2.57	ha	令和7年9月1日から 令和7年11月7日まで	前田	枝条存置
2	〃	1003の	2.47	ha	〃	〃	〃
	計		5.04	ha			
1	植付・人力	1003む	2.57	ha	令和7年9月1日から 令和7年11月7日まで	前田	スギコンテナ苗5,150本 (2,000本/ha)
2	〃	1003の	2.47	ha	〃	〃	スギコンテナ苗4,950本 (2,000本/ha)
	計		5.04	ha			
1	下刈(全刈)・ 機械	1015め	0.45	ha	令和7年6月2日から 令和7年9月30日まで	平田	R4年度植栽
2	〃	1017い	0.33	ha	〃	〃	R4年度植栽
3	〃	1038り	0.68	ha	〃	湯の岱	R5年度植栽
4	〃	1046ふ	0.88	ha	〃	前田	R3年度植栽
5	〃	1046ふ1	0.20	ha	〃	〃	R3年度植栽
6	〃	1046こ	1.55	ha	〃	〃	R5年度植栽
7	〃	1053き1	1.81	ha	〃	〃	R3年度植栽
8	〃	1053き2	1.98	ha	〃	〃	R3年度植栽
9	〃	1053ゆ	3.96	ha	〃	〃	R3年度植栽
	計		11.84	ha			
1	除伐・人力	1042よ内	0.19	ha	契約締結日の翌日から 令和7年12月9日まで	湯の岱	R1年度植栽
2	〃	1042そ内	1.52	ha	〃	〃	R1年度植栽
3	〃	1042ふ内	0.11	ha	〃	〃	R1年度植栽
4	〃	1042こ内	0.99	ha	〃	〃	R1年度植栽
	計		2.81	ha			

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。